

① 世界遺産の動向

1 世界遺産委員会（第42回、2018年6月、バーレーン王国（マナーマ））

(1) 新規に19件（文化遺産13件、複合遺産3件、自然遺産3件）が登録された結果、世界遺産は総計1092件（文化845件、自然209件、複合38件）となった。

(2) 日本の新世界遺産：「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」（長崎県・熊本県）  
 顕著な普遍的価値：

禁教政策下において形成された潜伏キリシタンの信仰の継続に関わる独特の伝統の証拠であり、長期にわたる禁教政策の下で育まれたこの独特の伝統の始まり・形成・変容・終焉の在り方を示す。

評価基準：(iii) 潜伏キリシタンの宗教的伝統を物語る証拠。

主な構成資産：大浦天主堂、天草の崎津集落、原城跡など

(3) 保全状況に係る特記事項

今回の委員会では138件が保全状況審査の対象となった。

具体的事例：ストーンヘンジ、エーヴベリーと関連する遺跡群（イギリス、1986年登録）  
 資産を横断する道路改良計画と資産の保全方法についての報告

➤決議：トンネル部分（下図の破線）を長くするなど、計画の再検討と影響の調査をすること。



2 今後の予定

(1) 2019年の世界遺産委員会において審議される予定の日本の候補  
 「百舌鳥・古市古墳群」（文化、大阪府）

(2) 2020年の世界遺産委員会において審議される予定の日本の候補  
 「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」（自然、鹿児島県・沖縄県）

## ② 「平泉の文化遺産」

### ア 経過

#### 1 主要会議開催状況について

##### (1) 拡張登録に関する事項

ア 「平泉の文化遺産」世界遺産拡張登録検討委員会（H31.3<予定> 東京都）

イ 拡張登録に係るワーキング

県、一関市、奥州市、平泉町の担当者による拡張登録に係るワーキングを開催  
(計10回 平泉町)

##### ■主な検討内容

- ① 現状の確認
- ② 「平泉」拡張登録に係る調査研究計画について など

##### (2) 保存管理に関する事項

ア 岩手県世界遺産保存活用推進協議会（平泉関係分）

- ① 平泉保存検討部会（H30.11 盛岡市、H31.3 盛岡市）  
包括的保存管理計画の改定や遺産影響評価などについて検討。
- ② 平泉活用検討部会（H31.3 奥州市）  
「平泉の文化遺産」活用推進新アクションプランの進捗状況などについて検討。
- ③ 平泉ガイダンス施設整備検討部会（H30.11 盛岡市、H31.3 盛岡市）  
「平泉の文化遺産」ガイダンス施設（仮称）建築設計、展示設計について検討。

イ 平泉遺跡群調査整備指導委員会（H30.9 平泉町、H31.2 東京都）

構成資産等の整備、平泉の保存管理に関する事項について協議した。

##### ■主な協議内容

- ① 構成資産等の整備事業について（史跡整備・ガイダンス整備）
- ② 開発事業に対する遺産影響評価について
- ③ 包括的保存管理計画について

#### ウ 縣市町連絡会議

県、一関市、奥州市、平泉町の担当者による資産の保存管理等に係る連絡会議を実施（計9回 平泉町）

##### ■主な検討内容

- ①包括的保存管理計画の改定
- ②遺産影響評価
- ③開発計画の確認                      など

## 2 主な実施事業

- (1) 無量光院跡・柳之御所遺跡をはじめとした発掘調査等
- (2) 平泉文化フォーラムの開催。(H31.2 奥州市)

## 3 保存管理に関する特記事項

第35回世界遺産委員会の決議に基づきユネスコへ提出した無量光院跡と中尊寺の庭園修復計画等の報告書（別冊2）に対して、昨年7月に回答があったことから、現在、国と協議をしながら対応中。

## ②イ 世界遺産委員会決議への対応について

2011年6月の第35回世界遺産委員会の決議等を受け、平泉の文化遺産全体の保存管理の一層の推進と、世界遺産としての将来的な拡張登録を見据えるという観点も踏まえ、包括的保存管理計画に基づき指摘事項へ対応している。

	2011年イコモス評価書・第35回世界遺産委員会決議文指摘等	対応内容	記載箇所 (2012 包括的保存管理計画)
a) その 1	金鶏山と他の4つのアンサンブル（仏堂・庭園）との間の阻害のない展望維持が必要	「遺産影響評価」を大規模な道路改修以外にも拡大して適用することとした。	第7章3 p77
b) その 2	すべての大規模な道路改修の提案に当たっては、個々の構成資産の周辺環境の見え方を含め、顕著な普遍的価値の属性に対する影響を計る「遺産影響評価」(Heritage Impact Assessment)を行うことが必要	「遺産影響評価」の考え方、具体的実施方法等について明示した。	第7章3 p77
c) その 3	中尊寺及び無量光院跡の2つの地下に埋蔵されている庭園のすべての再発掘調査及び再生（修復）について、『世界遺産条約履行のための作業指針』第172項に基づき、イコモスによる評価を受けるために、世界遺産センターに計画書を提出することが必要	作業指針第172項に基づき、大池跡及び無量光院跡の整備計画書を世界遺産センターへ提出した。 (提出内容について回答があったことから、現在対応中)	第8章2 p85 ～
d) その 4	地下に埋蔵されている考古学的な情報資源を積極的に保護することが必要	これまでと同様に厳密な発掘調査を実施することとした。	第5章2 p61～67 第6章3 p70
e) その 5	種々の構成資産の受容力に関する詳細な研究に基づき、来訪者に関する管理戦略を適切に定め、実施することが必要	受容力に関する研究及び来訪者に関する管理戦略を定める方針について明示した。	第8章1 p80～82

## ②エ 準備状況報告書の提出について

準備状況報告書では、世界遺産暫定リストに記載の文化遺産の推薦に向けた準備状況について、毎年度、文化庁から自治体（県）に対して報告が求められるもの。  
報告書は文化審議会世界文化遺産部会に報告され、文化庁のホームページで公開。

本年度の準備状況報告書については、以下の事項について留意し、加筆作成した。  
全文については添付の 別冊4 参照。

### (1) 平成30年4月16日世界文化遺産部会報告（基準日：平成30年3月1日）以降、本報告書作成時点（基準日：平成31年3月1日）までの取組・体制整備の状況

（平成30年3月7日）

第14回平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会を開催し、5年間の検討成果の確認（B-2案による柳之御所遺跡の価値証明資料の検討、A案等に係る価値証明課題の確認）を行った。

（平成30年3月29日）

平成25年から継続してきた「平泉の文化遺産」の拡張登録に係る研究集会・国際会議の成果をまとめた総括報告書を刊行した。

### (2) 「平泉の文化遺産」拡張登録に係り、文化審議会から示された課題への対応

1. 過去にイコモス又は世界遺産委員会から指摘された点について、論理的に説明すること。特に拡張しようとしている各構成資産について、浄土思想との関係性を明確に説明すること。

#### ■説明が可能となった浄土思想との関係に関する成果

柳之御所遺跡：柳之御所検討会を開催し、遺跡と浄土思想との関係について検討を加えた。

達谷窟・白鳥館遺跡・長者ヶ原廃寺跡・骨寺村荘園遺跡：なし。

2. 新たな顕著な普遍的価値（OUV）を主張するならば、その妥当性について論理的に説明すること。特に「仏の理想世界の中心」という概念、平泉の空間設計が奥州藤原氏によるものとする根拠、それをOUVとする妥当性、関山及び金鶏山という2つの聖山の関係性、などについてわかりやすく説明すること。

#### ■OUVの検討状況に関する成果

平成30年度における新たな進展：なし。

3. 比較研究の妥当性についてよく検討すること。特に藤原京における政庁と寺院との関係性、仏教による国家守護をうたった平城京、又はタンロン遺跡などアジアにおける都城との比較に留意すること。

■比較研究の進展に関する成果。  
平成30年度における新たな進展：なし。

4. 柳之御所遺跡の資産範囲について、無量光院跡との一体性又は関係性の観点及び地形上の観点から、過不足ないものとすること。

■史跡追加指定等の具体的進展に関する成果。  
平成30年度における新たな進展：なし。

5. 拡張予定の構成資産について、OUVへの貢献の観点から価値が定まり、その価値を立証する物証が得られているかどうかよく検討すること。

■「仏国土（浄土）」の価値へ貢献する新たな物証に関する成果。  
柳之御所遺跡：発掘調査により、柳之御所遺跡と金色堂を結ぶ道の延長が確認された。  
達谷窟・白鳥館遺跡・長者ヶ原廃寺・骨寺村荘園遺跡：  
平成30年度における新たな進展：なし。

6. 資産及び緩衝地帯の保全手法について、適切にコントロールされているかどうかよく検討すること。

■資産及び緩衝地帯の保全手法の検討に関する成果。

- ・ 風力発電等の開発計画を抑制するため、東稲山東側斜面に緩衝地帯を拡大できるよう、一関市及び奥州市の景観計画改定の手続きが完了し、包括的保存管理計画の当該部分を今年度末に改定する予定。
- ・ 資産周辺の緩衝地帯の保全については、資産を保護し、OUVに関連する構成資産間の眺望の確保するため、遺産影響評価の手続きについて検討を行った。
- ・ 遺産影響評価の結果に基づき、柳之御所遺跡を横断する県道の将来的なあり方について、関係機関による検討を開始した。

### (3) 推薦に向けた今後の準備スケジュール

- ・ 史跡の追加指定（平成31年度までの指定を目標）
- ・ 上記以外のスケジュールについては未定。

### ③イ 準備状況報告書の提出について

準備状況報告書では、世界遺産暫定リストに記載の文化遺産の推薦に向けた準備状況について、毎年度、文化庁から自治体（県）に対して報告が求められるもの。  
報告書は文化審議会世界文化遺産部会に報告され、文化庁のホームページで公開。

縄文遺跡群世界遺産登録推進本部事務局である青森県から本年度の準備状況報告書についての報告があった。

全文については添付の 別冊5 参照。

#### 「北東北・北海道の縄文遺跡群」登録に係り、文化審議会から示された課題への対応

##### (1) 課題1

主張するOUVを構成する属性（attribute）を整理し、それに応じた評価基準適用の正当性、真実性の証明、比較研究の観点、保全対象及び保全手法等について精査すること。

##### 【対応】

- ① 資産全体の属性（attribute）について整理。
- ② 資産全体の属性を踏まえ、各構成資産の要素（element）を整理。
- ③ 整理した属性に基づいて、各構成資産の概要説明の書きぶりについて精査。
- ④ 整理した属性に基づいて、主張するOUV、評価基準の適用、真実性・完全性の言明、比較研究の構成及び書きぶりについて精査。
- ⑤ 文化庁及び専門家による各構成資産の現地確認を実施し、保全対象及び保全手法について確認。その上で、各構成資産を所管する自治体において、景観計画策定や経過観察及び遺産影響評価など、各構成資産の保全手法の検討と実施を進めているところ。

##### (2) 課題2

環境史における知見を活用しながら、当該地域の特性についての説明を精緻にすること。その際、評価基準（v）の適用及び真実性を証明する指標の選択について精査すること。

##### 【対応】

- ① 北海道・北東北の自然環境の特徴について説明を厚くするとともに、東北アジアにおける北海道・北東北の文化について特性を整理。
- ② 評価基準については、資産の属性を踏まえて再整理し、引き続き（iii）及び（v）を適用することとした。
- ③ 真実性及び完全性の言明については、整理した資産の属性を踏まえた。

##### (3) 課題3

日本考古学の成果又は環境的要因により、地域文化圏が合理的に設定されることを分

かりやすく説明すること。特に、北東アジアという観点からの評価に留意すること。

**【対応】**

- ① 北海道・北東北の環境的特異性の説明を厚くするとともに、北海道・北東北の狩猟・採集・漁労による文化について特徴を整理した。
- ② 北海道・北東北における考古学的な特徴のうち、資産の顕著な普遍的価値を示す物証（要素：element）である遺構については、コラム形式で解説を加えるようにした。

(4) 課題4

17の構成資産から成る一つのシリアル・ノミネーションとして捉える観点から、資産全体及び各構成資産の保全手法について精査すること。また、緩衝地帯の範囲の合理性について精査し、各市町における景観計画を策定するなど保全の在り方を整えること。

**【対応】**

- ① 各構成資産の保全対象及び保全手法との整合性を図りつつ、資産全体を一体的に保存管理し公開活用していくために必要な包括的な考え方を検討し、緩衝地帯の保全、公開活用、保存管理体制の整備、経過観察の実施などにおける基本的な方針等について包括的保存管理計画に記載。
- ② 保全手法などの共通理解と検討の場として、関係自治体の関係行政機関で構成する縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会を平成30年12月21日に開催。
- ③ 各構成資産の緩衝地帯の範囲の合理性について、全区画の境界線の設定理由を再確認して図示することで明確にした。
- ④ 景観計画の策定及び改訂については、イコモスによる現地調査実施に向け完了することを目標に、未策定及び改訂予定の関係地方公共団体において推進中。
- ⑤ 共通パネルの設計及び設置を平成31年度事業で計画しており予算要求中。
- ⑥ ホームページをはじめ、各種メディアを活用した縄文遺跡群の情報発信について引き続き展開する。

(5) 課題5

説明文の粗密、図の不統一などを修正し、推薦書としての完成度を高めること。また、推薦書各所の説明に関して根拠となる知見を提示すること。

**【対応】**

- ① 本文については、英訳を考慮して改訂。
- ② 図表については、資産の属性の整理や説明内容の充実に伴って改訂し、あるいは新規に作成。
- ③ 付属資料については、作成した案の項目のほか、推薦書の内容の充実に伴う追加に対応するため、推薦書の正式版提出に向けて引き続き過不足がないか検討しながら作成を進めた。